

日本基準とIFRSの相違による減損会計の影響

田中 弘隆

目 次

1. 日本基準における固定資産の減損会計
2. 国際会計基準（IFRS）における減損会計
3. 主要な会計基準差異がもたらす実務上の影響
4. のれんの会計処理をめぐる今後の動向

のれんを償却する日本基準は、のれんを償却しないIFRSと比較し、巨額の減損損失が認識されるリスクが低減されている。また、減損の兆候が識別された場合に必ずしも減損テストを実施しない日本基準は、IFRSと比較し減損損失が認識されにくいものの、実務負担は軽減されている。更に、日本基準はIFRSと比較して、開示内容が限定されている。なお、のれんの会計処理をめぐる国内外において活発に議論がされている。

1. 日本基準における固定資産の減損会計

(1) 固定資産の減損会計とは

まず、固定資産の減損会計とは何かについて述べる。「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」において、「固定資産の減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態であり、減損処理とは、そのような場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理である」とされている。通常、事業用の固定資産は市場平

均を超える成果を期待して事業に使われているため、市場の平均的な期待で決まる時価が変動しても、企業にとっての投資の価値がそれに依拠して変動するわけではなく、投資の価値自体も、投資の成果であるキャッシュフローが得られるまでは実現しない。そのため、わが国において、事業用固定資産は取得原価から減価償却費等を控除した金額で評価されている。

しかし、収益性の低下に伴い投資額の回収可能性が低下した場合、その事実を帳簿価額に反映させる必要があることから、固定資産の減損処理が行われる。



田中 弘隆 (たなか ひろたか)

有限責任 あずさ監査法人 監査プラクティス部長。大手監査法人に入所以来、国内大手企業の監査に従事。2002年より海外勤務を経て、07年帰国後、内部統制監査メソッドロジック開発に従事。08年からロンドンにてKPMGのIFRS関連の会計ガイダンスを作成。11年帰国後、大手企業の監査及びIFRSテクニカルイシューのコンサルテーション業務に従事。15年11月会計プラクティス部長に就任。KPMGグローバルIFRSパネルメンバーを務める。